

平成29年度第12回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 平成30年3月8日(木)午後 3時開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室

3 出席委員(13名)

1番	清 宮 正	2番	渡 貫 茂
3番	鈴 木 孝 徳	4番	石 渡 文 久
5番	三 須 健 行	7番	長 澤 正 昭
9番	羽根井 直 子	10番	石 田 和 久
11番	椎 名 稔 男	12番	兼 坂 仁
13番	木 内 正 夫	14番	眞 野 文 雄
15番	三 門 増 雄 (議長)		

4 欠席委員(1名)

8番 山 崎 宏

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成29年度第11次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地の賃借料情報の提供(案)について

議案第6号 平成30年度農作業雇用賃金等標準額(案)について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 櫻 井 正 行

主査補 高 橋 成 治

主査補 相 川 正 巳

主任主事 西 山 壯 大

◎開 会

午後 3 時開議

◎諸般の報告

○事務局長 本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、平成 29 年度第 12 回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

次回の総会でございますが、平成 30 年度の第 1 回目の総会は、4 月 9 日（月）に開催を予定しております。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 委員の皆様方におかれましては、大変忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。今年度最後の総会で、櫻井局長も本日が最後の総会となりますので、慎重な審議の程お願いします。

それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は 13 名で、佐倉市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、平成 29 年度第 12 回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第 1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第 2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号、5番「三須 健行委員」議席番号7番「長澤 正昭委員」を、会議録署名人に指名いたします。

◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成29年度第11次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農地の賃借料情報の提供（案）について

議案第6号 平成30年度農作業雇用賃金等標準額（案）について

以上、6議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

◎議案第1号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項につきましては、権利者は住宅に隣接し、耕作に便利な為、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするもので、表の第2項につきましては、権利者は農業経営規模拡大のため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするものでございます。

その許可要件についてご説明します。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項の実態調査について、眞野委員より報告をお願いいたします。

———（眞野委員報告）———

○眞野委員 議席番号14番眞野です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。

権利者の■■■ ■■さんは、申請地の隣接に住んでおり、義務者の■■■ ■■さんから購入してほしい旨相談を受け、住まいの隣接地で、耕作するのに便利な為、購入する事となったそうです。

問題は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、眞野委員より報告がありました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項は、許可と決しました。

続きまして、第2項の実態調査について、渡貫委員より報告をお願いいたします。

———（渡貫委員報告）———

○渡貫委員 議席番号2番渡貫です。

議案第1号第2項の調査報告をいたします。

権利者の■■■ ■■さんは、申請地の隣接や近隣を耕作しており、■■■さんから購入して欲しい旨の相談を受け、耕作に便利な場所なので、購入する事となったそうです。

問題はないものと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、渡貫委員より報告がありました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第2項は、許可と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の2ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

議案第2号第1項は、■■ ■■が、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の従業員駐車場とするために、■■■■の畑、973㎡を転用しようとするものでございます。申請地は、資材置場等が散在する小規模な農地で、農地区分は第2種農地と思われま。計画としましては、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の向かい側に、約50台分の従業員用駐車場を整備するものでございます。敷地内は砕石とし、雨水については、自然浸透する計画でございます。

尚、現在ある■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■は、約30年前に農地転用の許可を得て、整備したもので、今回の申請地と、地主は同じ所有者でございます。

許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

計画内容は、1枚270Wのパネルを288枚、77.76kwを発電しようとするものです。敷地内は、土のままなので、雨水は自然浸透するものと思われま

す。許可要件につきましては、議案第3号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、議案第3号については申請人を呼んであります。

それでは、第1項及び第2項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 ■■■■■■■■の■■と申します。よろしく申し上げます。

■■■■の■■と申します。よろしく申し上げます。

同じく■■■■の■■と申します。よろしく申し上げます。

概要の説明をします。今回■■■■■■■■■■の増設に伴い、隣の農地に工事関係者の駐車場、仮事務所を設置するための申請をさせていただきました。

■■■の■■■■■■■、■■■㎡の土地を■■■■■さんからお借りするもので、また、■■■■■■■■■■■■■■■、■■■㎡の土地を、■■■さんからお借りするもので、この2筆について、利用するもので、申請させていただきました。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。長澤委員

○長澤委員 議席番号7番長澤でございます。申請地ですが、■■■■とは段差がありますよね、車の出入りはどのようにされるのですか。

○議長 申請人

○申請人 ■■の職員の駐車場が隣接にあって、そこから出入りをします。

○議長 長澤委員

転用の目的は、太陽光発電を考えております。場所の選定理由は、高台で非常に日当たりが良いという事で、場所が適しているという事と、私共の会社が、■■■という所にありますので、歩いて10分位で来れますので、管理が非常にしやすいという事で申請しました。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。眞野委員

○眞野委員 議席番号14番眞野でございます。申請地の隣接している団地ですけど、その方々には説明はされたのですか。

○議長 申請人

○申請人 隣接には■■■■さんがおられまして、説明に行きました。■■■を過ぎた、お歳をめした方で、話が噛み合わないところがあるのですが、息子さんに話をしましたので、今後は息子さんと話をしていきたいと思っております。

○議長 隣接の団地の方々には説明をされていますか。

○申請人 しておりません。もう一方向の隣接地の方には連絡がつかなく、手紙を出しています。

○議長 眞野委員

○眞野委員 団地の方には説明をしていない。苦情とは無いものと判断されているのですか。

○議長 申請人

○申請人 今後自治会の方には説明したいと思っております。

○議長 眞野委員

○眞野委員 多分、申請地は高台なので、多少日陰になるのではないかとと思われるのですが。

○申請人 場所は、住宅地が、北と東側にあり、そういったことで、太陽光の光の影響はないのではと思います。

○議長 眞野委員

○眞野委員 団地が低い場所です。太陽光の光は団地の方にいかないですか。

○議長 申請人

○申請人 かなり段差がありますので、無いと思います。住宅の屋根と同じぐらいだと思います。

○議長 眞野委員

○眞野委員 是非、自治会の方にも説明をしていただきたいと思います。

○申請人 はい解りました。

○議長 眞野委員

○眞野委員 工事の搬入路はどのようにされるのですか。

○議長 申請人

○申請人 通学路なので、ガードマンを置いて、慎重にやろうと思います。

○議長 眞野委員

○眞野委員 通学路なので注意して行って下さい。

○議長 他に何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第3号第3項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第3号第4項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号第4項は、許可相当と決しました。

続きまして、第5項の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。

———（申請人説明）———

○申請人 行政書士の■■と申します。■■■■様、■■■■様の方から、委任を受けまして、本申請をさせていただいております。内容については、太陽光発電施設の転用申請をさせていただいております。選定理由としましては、現地が太陽光の光がしっかり取れると言う事で、場所を選定させていただきました。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。石田委員

○石田委員 議席番号10番石田でございます。工事に辺りまして、私、地元なものですから、■■■■から部材等を搬入するのですか。

○議長 申請人

○申請人 そちらの方から検討しております。

○議長 石田委員

○石田委員 ■■■■を横断する坂を下りまして、■■■を潜って、上に上がるようになるのですが、大変狭い場所なので、充分気を付けて工事をやっていただきたいと思います。お願いでございます。

○議長 申請人

○申請人 はい解りました。

○議長 他に何かありませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第3号第5項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号第5項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第4号、平成29年度第11次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の4ページをお願いいたします。

平成29年度第11次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでござい

ます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定、1件、1筆、地積1,695㎡、賃貸借権の設定、11件、21筆、地積21,635㎡でございます。

詳細でございますが、議案の5ページ～8ページをお願いいたします。

申請番号1番～12番は、経営規模拡大のために、期間は、3年～10年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第4号について事務局より説明がありましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第4号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定と決しました。

続きまして、議案第5号 農地の賃借料情報の提供（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案についてご説明いたします。

議案の9ページ～10ページをお開きください。

議案第5号 農地の賃借料情報の提供（案）につきましましては、農地法第52条の規定により農地の賃借料情報を公表することについて農業委員会の承認を求めるものでございます。

データにつきましては、平成29年1月～12月までに、農用地利用集積計画により利用権の設定がされた559筆の、農地の賃借料を元に作成しております。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第5号について事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。
議案第5号について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号は、承認と決しました。
続きまして、議案第6号、平成30年度農作業雇用賃金等標準額（案）についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
事務局長。

———（事務局説明）———

○事務局長 議案についてご説明いたします。
議案の11ページ～12ページをお開きください。
議案第6号 平成30年度農作業雇用賃金等標準額（案）につきましては、農作業の受委託を円滑にするため、農業委員会において雇用賃金等標準額を設定することについて承認を求めるものでございます。
データにつきましては、千葉県農業会議の直近の数値、平成30年度分を使用しております。
以上でございます。

○議長 ただいま、議案第6号について事務局より説明がありましたが、何かご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。
議案第6号について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、承認と決しました。

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の13ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの2件、2筆、道路用地としようとするもの1件、1筆、駐車場用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、14ページ～15ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの6件、6筆、通路用地としようとするもの1件、1筆、店舗、共同住宅用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

山林として地目変更申請のあったもの、1件、1筆、公衆用道路として地目変更申請のあったもの1件、2筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

=== 会 議 終 結 ===